



令和3年度 船員安全・労働環境取組大賞

(略称SSS) : Award for Safety and Smart Environment for Seafarers

「船員安全・労働環境取組大賞」とは、第11次船員災害防止基本計画における取組の一環として実施している表彰制度で、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、**船員の労働災害防止、安全運航、健康管理及び労働支援**に係る優れた取組を「船員安全・労働環境取組大賞」として表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図ることにより、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的としています。※安全運航、健康管理、労働支援に対する取組は、平成29年度より新たに受賞対象に追加されました。



応募対象

船員、船舶所有者又はその所属するグループが行っている下記各取組。（今後始める取組を含みます。）

- ① 船員災害防止（例：ヒヤリハット事例の水平展開、作業省略撲滅のPDCAなど）
- ② 安全運航（例：当直引継時の指差呼称の徹底、ブラックアウト訓練、船員の安全教育など）
- ③ 健康管理（例：生活習慣病予防目標の掲示、感染症予防の取組、栄養バランスある供食による健康管理など）
- ④ 労働支援（例：船内のライブカメラを通じた陸上からの作業支援、女性の就労支援、居住区の向上など）



応募資格

- ① 船員、船舶所有者又はその関係者であること。
- ② 経験年数、役職、法人格の有無等は問いません。
- ③ グループ単位での応募も可能です。
- ④ 自薦・他薦の別を問いません。

（他薦の場合は本人の承諾を取って下さい。）



応募方法

- （1）申請書類
申請書類及び、必要に応じて参考となる資料（図・写真・その他。A4サイズ10枚まで。）
- （2）応募先・方法
最寄りの運輸局等へ郵送又は持参して下さい。
- （3）応募期限
令和3年5月31日（月）当日消印有効

※応募書類等は、原則として返却致しません。



お問い合わせ先

その他お問い合わせについては、下記の連絡先のほか、最寄りの運輸局の窓口にお問い合わせ下さい。

国土交通省 海事局 船員政策課 労働環境対策室

TEL:03-5253-8111（内線：45-159、45-144）

直通：03-5253-8652

FAX:03-5253-1643



審査方法・基準

申請のあった取組は、「船員災害防止モデル事業検討委員会」において、次の審査基準に基づき審査し、**大賞**（1者）及び**特別賞**（審査により1者又は複数）を選定します。

- （1）先進的であること。
 - ・目標の立て方、取組内容等が他と比べて革新性がある取組
 - ・他の者とは異なる独自性がある取組等
- （2）実践性を有するものであること。
 - ・これまでに実践されている取組（新規取組の場合を除く。）
 - ・新たに取り組む場合は、確実に実践できるもので、具体的な取組方法が明記されている取組
- （3）継続性を有するものであること。
 - ・複数年継続されている取組（新規を除く。）
 - ・一過性でなく、将来的に継続可能な取組等
- （4）他の参考となる取組であること。
 - ・他の者が取り組むことができ、分かりやすい取組等
- （5）効果が上がっていること。
 - ・船員災害が減少している取組（新規取組の場合を除く。）
 - ・安全意識の向上がみられる取組等
 - ・新規取組の場合は、上記2点が十分見込まれること。



審査結果の公表及び表彰

審査結果は、国土交通省ホームページに公表します。受賞者には、国土交通省海事局長より表彰状の授与を行うほか、「令和3年度船員安全・労働環境取組大賞（特別賞）」のロゴマークを使用することができます。

また、船員災害防止大会等において、プレゼンテーションを行っていただける等、優れた取組として広く周知します。